居宅ケアマネジャー

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

神戸市

神戸市老人福祉施設連盟

**入所申込意思の再確認と最新情報調査のお願い**

平素は、介護保険サービス事業の実施にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、特養入所指針においては、入所申込者や介護者の状況が変化していることが推測

されることから、入所申込みの継続意思並びに入所申込者及び介護者等の状況を把握する

ため原則一年に一度必要な調査を行うとされています。

特養の入所判定は、要介護度のほか、認知症の程度、在宅サービスの利用状況、特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっているため、この調査においてこれらの状況を確認するとともに、ご本人ならびに家族にとって相応しいサービスの提供が求められます。

こうしたことから、この調査にはケアマネジャーの皆様のご協力を頂かなければ実施が困難な状況となります。

ケアマネジャーの皆様におかれましては、お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、別紙確認調査票（２）に記載して頂き、　月　日までに回答頂きますようお願い申し上げます。

また、入所申込後、他施設に入所され貴事業所から外れられた方については、当方より入所先施設に対し同様の調査を依頼しますので、入所先の名称・連絡先等を確認調査票（２）にご記入頂きますようお願いします。なお、確認調査票の返送が２回連続してなく、入所申込みの継続意思が確認できない場合は、入所申込みを取消扱いとしますので、入所希望がある方は必ず返送して頂くよう対応をお願いします。

　また、要介護１・２の方の特例入所申込みについては、入所指針の評価基準による得点数が６５点に満たないことが確認できた場合は、原則として入所申込みの対象となりません。

（調査担当施設）

　　　　　　　　　　　　　　　　入所申込施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

入所申込者

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

神戸市

神戸市老人福祉施設連盟

**入所申込意思の再確認と最新情報調査のお願い**

平素は、介護保険サービス事業の実施にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、入所申込者や介護者の状況が変化していることが推測されることから、特別養護老人ホーム入所指針において、入所申込みの継続意思並びに入所申込者及び介護者等の状況を把握するため原則一年に一度必要な調査を行うことを決めています。

このことから、入所申込みを頂いています皆様には、入所継続意思確認のため別紙の確認調査票（１）にご記入願います。その上で、特別養護老人ホームへの入所判定が、要介護度のほか、認知症の程度、在宅サービスの利用状況、特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっていることから、現在担当されていますケアマネジャー様に確認調査票（２）の記入を行って頂く必要がありますので、お渡し頂きご記入をお願いして下さい。ご記入頂いた書類は、　月　　日までに当施設に届きますよう手続きをお願い申し上げます。

なお、ご回答が２回連続(前回と今回又は今回と次回)して頂けなかった場合は、入所申込の継続意思が確認できないものとして入所申込みを取消扱いとしますので、入所希望がある方は必ず返送して頂くようお願いします。また、特別養護老人ホームへの新規入所申込は、原則要介護３以上に限定されていますが、要介護１・２の方でどうしても特別養護老人ホームへ入所申込みを希望される方につきましてはケアマネジャーにご相談願います。

（調査担当施設）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　入所申込施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名